

<令和7年度>

職務経験を受験資格とする

千葉県職員採用選考考查受験案内

(心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・獣医師・

学芸員・生物)

受付期間 令和7年5月15日(木) 午前9時～6月13日(金) 午後5時

考 査 日 令和7年7月5日(土)



<求める人物像>

各職種に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方

1. 考查職種、採用予定人員、受験資格 ※年齢はいずれも61歳以下(令和8年4月1日現在)

職 種	採用予定 人 員	受 験 資 格
		資格・免許等(いずれにも該当する者)
<心 理> 児童相談所等に勤務し、心理面接や 心理判定等の業務に従事します。	5名 程度	①学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に おいて、心理学を専修する学科若しくはこれに 相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準 ずる資格を有する者(※1) ②心理に関する業務(※2)の職務経験(※3)を7年 以上有する者(令和7年6月末日現在)
<児童福祉司> 児童相談所等に勤務し、ケースワーカー 等の業務に従事します。	8名 程度	①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに 該当する者 ②児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設に おける相談援助業務(※4)の職務経験(※3)を 7年以上有する者(令和7年6月末日現在)
<児童指導員> 児童相談所等に勤務し、入所児童の 生活指導等の業務に従事します(交替 制夜間勤務等の変則的勤務がありま す。)	10名 程度	①児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を 定める条例第60条第1項各号のいずれかに 該当する者 ②児童福祉法施行規則第5条の3で定める施設に おける職務経験(※3)を7年以上有する者(令和 7年6月末日現在)
<保育士> 児童相談所等に勤務し、児童と生活を 共にしながら保育・生活指導などを 中心に保育士の業務に従事します (交替制夜間勤務等の変則的勤務があ ります。)	15名 程度	①保育士の登録を受けている者 ②保育士試験受験資格認定に定める施設における 業務の職務経験(※3)を7年以上有する者(令和 7年6月末日現在)
<獣医師> 保健所や食肉衛生検査所、動物愛護 センター、家畜保健衛生所等に勤務 し、食品・生活衛生、と畜・食鳥検査、 動物愛護管理、家畜保健衛生、畜産業 の振興、家畜等に関する試験研究等の 業務に従事します。	6名 程度	①獣医師の免許を取得している者 ②獣医師としての業務の職務経験(※3)を5年 以上有する者(令和7年6月末日現在)

<学芸員（美術系）> [美術史・美術館教育] 美術館等において、資料の収集、保管、展示及び調査研究、教育普及その他専門的業務に従事します（美術館以外の知事部局等に勤務する場合があります。）。	2名程度	①大学又は大学院で芸術学、美術史、美術館教育又はこれに類する課程を専攻し卒業（修了）した者 ②美術館、ギャラリー等における職務経験（※3）を7年以上有する者（令和7年6月末日現在） ③博物館法に基づく学芸員資格取得者又は令和8年3月までに取得が見込まれる者
<生物> 行政部門等に勤務し、自然保護・生物多様性保全等の業務に従事します。	1名程度	①大学等で生物学（保全生態学、生態学、保護管理学等）を専攻し卒業（修了）した者 ②民間等で生物（分類、生態、生物地理、遺伝等）に係る専門的知見を主に用いる業務、自然保護・生物多様性保全に関する業務又はそれらをテーマとする研究活動の職務経験（※3）を10年以上有すること（令和7年6月末日現在）

（注）受験の申込みは、上記の職種のほか、考査が同日となる千葉県職員採用選考考査（運転手・農業技術員・船員）のいずれか一つに限ります。また、申込書受理後の職種の変更は認めません。
 なお、職務経験を要しない千葉県職員採用選考考査（児童福祉司・児童自立支援専門員・精神保健福祉相談員・看護師（教員）・作業療法士・地質・職業訓練指導員・海技従事者（機関士）・海技従事者（航海士）・海技従事者（通信士））は令和7年6月30日（月）に実施予定となります。

※1 「これに準ずる資格を有する者」とは、児童相談所運営指針第2章第5節1（4）に定める者をいいます。

※2 「心理に関する業務」とは、病院や学校、福祉施設、相談機関等におけるカウンセリングや指導、判定業務等の対人援助業務（児童福祉法第12条の3第6項に規定する「心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導」）をいいます。

※3 職務経験は、週29時間以上就業した期間が該当します（インターンシップは職務経験には含められません。）。また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験に限ります。なお、最終合格発表後、勤務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。受験に必要な職種ごとに定める業務の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

※4 「相談援助業務」とは、児童福祉法第13条第3項第3号に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」をいいます。

※5 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない者（ただし、児童福祉司、保育士、生物については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。）

イ 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

- ・禁錮（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）施行以降は「拘禁刑」）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

エ 申込開始日時点において、千葉県職員（任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）である者

2. 受験手続

- ①インターネットで「ちば電子申請サービス」にアクセスする。

(https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_initDisplay)



- ②「ちば電子申請サービス」のヘルプから「FAQ」を確認し、使用するパソコン等で申込みが可能かどうか確認する。
- ③「手続き申込」の検索メニューより「分類別で探す」に進み、「職員採用」の手続き一覧から、「【職務経験を受験資格とする心理・児童福祉司・児童指導員・保育士・獣医師・学芸員（美術系）・生物】千葉県職員採用選考考査受験申込（令和7年7月実施分）」を選択する。
- ④申込みフォームに必要事項を入力の上、送信する。

※インターネットを利用できない場合など、受験申込用紙を希望する方は、令和7年6月3日（火）までに総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ下記の受験案内ページにて、申込みに必要なデータを確認の上、申し込んでください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jinji/jinji/saiyou/keikenshar70705.html>



※受験資格を学歴で証明する場合は、受験資格にある該当課程を専攻した大学等の卒業（修了）証明書及び成績証明書の提出もお願いします（学芸員及び生物は必須です。）。

※学芸員については、主な研究内容シート及び美術系活動業績・研究業績調書（それぞれ指定様式あり）の作成が必要となります。様式は、ちば電子申請サービス又は上記受験案内ページよりダウンロードできます。

3. 受付期間

令和7年5月15日（木）午前9時から6月13日（金）午後5時まで ※受信有効

※受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。時間に余裕をもって申し込んでください。

4. 考査の日時及び会場

- (1) 実施日時：令和7年7月5日（土）

○開始 午前9時00分（受付 午前8時40分～8時50分）

○終了 午後2時～6時頃（職種・口述考査の順序により異なります。）

※申込者多数の場合は、令和7年7月5日（土）に1次考査として論文考査、専門考査及び適性検査（2次考査として評価）を実施し、1次考査合格者について、2次考査として口述考査を令和7年8月下旬頃に実施する予定です。

- (2) 会場：千葉県教育会館（千葉市中央区中央4－13－10）

詳細は、令和7年6月下旬頃にちば電子申請サービスの「申込詳細」ページにアップロードします。資料をアップロードした旨を申込時に入力いただいたメールアドレス宛てに通知しますので、必ずメールを御確認ください。

なお、令和7年7月1日（火）までに通知がない場合は総務部人事課人事企画班まで御連絡ください。

5. 考査の方法

職 種	論文考査	専門考査	人物考査	
			口述考査	適性検査
心理 児童福祉司 児童指導員 保育士	記述式 (60分)		人柄、性向及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての個別面接による考査（心理、児童福祉司、児童指導員及び保育士は、民間企業等での職務経験に関する5分程度のプレゼンテーションを含む。）	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査（質問紙法及び作業検査法）
獣医師 学芸員（美術系） 生物		記述式 (90分)		

<論文考査の内容>

○記述式：職務経験を通じて培った知識・能力及び課題についての判断力、文章作成能力等についての筆記考査

<専門考査の内容>

○記述式：採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての筆記考査

※保育士は短大卒業程度、それ以外の職種は大学卒業程度の考査です。

※学芸員について、専門考査は博物館一般問題1題、専攻専門問題1題です。また、主な研究内容シート及び美術系活動業績・研究業績調書は、口述考査の参考資料とします。

6. 試験の配点

職 種	論文考査	専門考査	人物考査
心理 児童福祉司 児童指導員 保育士	100点		400点
獣医師 学芸員（美術系） 生物		100点	

※各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります（従って、総合得点及び順位が上位であっても、不合格となります。）。

※考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。

7. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和7年8月上旬（予定）に総務部人事課ホームページでお知らせするとともに、書面により受験者全員に通知します。なお、申込者多数により2次考査（令和7年8月下旬頃実施予定）として口述考査を実施した場合は、令和7年9月上旬頃（予定）となります。※予定の時期から前後することがあります。

8. 採 用

採用は令和7年10月1日（学芸員及び生物は令和8年4月1日）の予定です。

※採用時は原則として行政職給料表3級相当以上の職（学歴や職務経験等によっては2級相当の職）として採用されます。職務の級は適用される給料表によって異なります。

※昇任は勤務成績や経験等により行われます。行政職給料表が適用される本県職員の基本的な職制のラインは次のとおりです。

主事・技師 → 副主査 → 主査 → 班長・副主幹 → 副課長・主幹 → 課長 → 次長 → 部長
(1級・2級) (3級) (4級) (5級) (6級) (7級) (8級) (9・10級)

※保育士にあつては、合格後から採用までの間に児童福祉法第18条の20の4第3項の規定により、国の「保育士特定登録取消者管理システム」へ照会を行います。また、照会の結果、特定登録取消者に該当することが判明した場合は採用しない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

9. 給 与

採用前の学歴及び職歴に応じて決定されます。

【参考】給与額（年収及び月収）イメージ（括弧内は地域手当等を含めた給与の月額）
（令和7年4月1日現在）

職 種	最終学歴	受験資格に該当する職務経験年数		
		10年	15年	20年
心理 （行政職給料表適用）	大学 （4年制）	550万円 （33万円）	590万円 （35万円）	650万円 （38万円）
児童福祉司 （行政職給料表適用）	大学 （4年制）	550万円 （33万円）	590万円 （35万円）	650万円 （38万円）
児童指導員 （福祉職給料表適用）	大学 （4年制）	580万円 （34万円）	620万円 （37万円）	660万円 （39万円）
保育士 （福祉職給料表適用）	短大 （2年制）	550万円 （32万円）	600万円 （36万円）	640万円 （38万円）
獣医師 （医療職給料表(二)適用）	大学 （6年制）	610万円 （37万円）	640万円 （38万円）	660万円 （39万円）
学芸員 （研究職給料表適用）	大学 （4年制）	620万円 （37万円）	660万円 （39万円）	700万円 （41万円）
生物 （行政職給料表適用）	大学 （4年制）	520万円 （31万円）	560万円 （33万円）	610万円 （36万円）

※ 獣医師には、支給要件に応じて、月額3万円の範囲内で15年以内の期間、初任給調整手当が支給されます。

※ 上記は、給料（基本給）の他、地域手当、初任給調整手当（獣医師のみ）、期末・勤勉手当（ボーナス）を含みます。この他に、通勤手当、住居手当（最大28,000円）、扶養手当、時間外勤務手当などがそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

※ 給与の額は、個々の学歴及び職歴に応じて決定されますので、上記は目安として御参照ください（最終学歴は算定上のもので受験資格ではありません。）。なお、心理、児童福祉司、児童指導員及び保育士は児童相談所、獣医師は家畜保健衛生所、学芸員は美術館、生物は行政部門に勤務した場合を想定して試算しており、配属先等により給与額に変動があります。

※ 採用初年度12月期（学芸員及び生物の職種に採用された方にあつては6月期）の期末・勤勉手当については、在職期間に応じた割落としがあります。

※ 給料の月額は、60歳に達した日後最初の4月1日以後、7割水準となります。

10. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

- ・ 原則として、1週につき38時間45分、1日7時間45分（午前8時30分～午後5時15分、土曜日及び日曜日は休み）となります。
- ・ 時差出勤制度、フレックスタイム制を利用可能です。ただし、公務運営に支障が生じる場合には、利用が制限されることがあります。
- ・ 交替制等勤務の場合は、上記と異なる場合があります。

(2) 休暇等

年次休暇（年間20日）、特別休暇（結婚、忌引、夏季休暇等）、育児休業、看護休暇等

【ワーク・ライフ・バランスに関する主な制度】

県では、職員が仕事と家庭を両立できるよう、職場環境の整備に取り組んでいます。

（柔軟な働き方に関する制度）

時差出勤制度	午前7時30分、午前8時、午前8時15分、午前9時及び午前9時30分からの勤務を選択できます。
フレックスタイム制	原則4週間の単位期間の中で、1週間当たりの平均勤務時間が38時間45分となるよう勤務時間を柔軟に割り振ることができます。 ※ 1週間に1日を限度として、土曜日や日曜日の他に、週休日を追加で設定し、週休3日とすることもできます（他の日に勤務時間を割り振ることになるため、総労働時間は変わりません。）。

（子育てに関する支援制度）

産前産後休暇	産前8週間から産後8週間までの期間、取得できます。
配偶者の育児参加	産前8週間から子が1歳になるまでの期間中、7日取得できます。
子育て休暇	1年度中に7日（子が2人以上の場合は10日）取得できます。
育児休暇	生後1年6月まで…1日2回、1日を通じて120分取得できます。 生後3年まで…1日2回、1日を通じて60分取得できます。
育児休業	子が3歳になるまでの間、休業できます。
育児短時間勤務	子が小学校に入学するまでの間、勤務時間を短縮できます。
部分休業・ 子育て部分休暇	子が小学校3年生までの間、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間まで取得できます。

（看護に関する支援制度）

短期看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、1年度中に5日（対象2人以上の場合は10日）取得できます。
看護休暇	父母等が2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある場合、その看護のために必要とする期間（通算3年を超えない範囲内）取得できます。

(3) その他

- ・ メンター制度を導入しており、同じ職場の職位が近い先輩職員（メンター）が相談相手となり、新規採用職員（メンティ）は県庁生活に関する助言や支援を受けます。
- ・ 受動喫煙防止対策として、勤務場所は、原則敷地内禁煙（一部施設においては、屋外に喫煙場所設置）としています。

1 1. 考査成績の情報提供

(1) 窓口での考査成績の閲覧

この選考考査については、下表のとおり、自己の成績を閲覧することができます。

なお、電話や郵便等（（2）の場合を除く。）による情報提供には応じませんので、閲覧するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、マイナンバーカード等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しください。

閲 覧 内 容	閲 覧 期 間	閲 覧 場 所・時 間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から 1か月間	千葉市中央区市場町1-1（南庁舎5階） 人事委員会事務局任用課 午前9時～午後5時（土日祝除く）

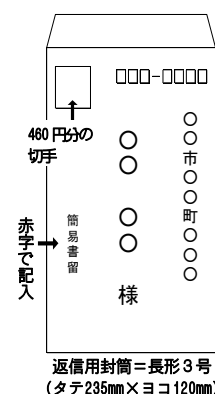
※2次考査を実施する場合、1次考査の合格者については閲覧期間が異なります。2次考査を実施する場合には、閲覧期間を別途通知します。

(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、460円分（簡易書留相当分を含む。）の切手を貼り付けて（右図参照）考査日に持参してください。提供する内容は（1）と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）による閲覧を行ってください。

2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



1 2. 個人情報の取扱い

本考査の実施に際して収集した個人情報については、採用選考及び採用に関する事務の目的に限り、使用します。

1 3. 問い合わせ先

受験手続、その他この考査についての問い合わせは、下記をお願いします。

職 種	問 い 合 わ せ 先	
	部課名	直通電話
	メールアドレス	
心理、児童福祉司、児童指導員、 保育士、獣医師	健康福祉部健康福祉政策課人事班	043(223)2605
	kfj@mz.pref.chiba.lg.jp	
学芸員（美術系）、生物	環境生活部環境政策課人事班	043(223)4136
	kansei02@mz.pref.chiba.lg.jp	
総合的な問い合わせ	総務部人事課人事企画班	043(223)3583
	jintai003@mz.pref.chiba.lg.jp	

※ 考査当日における車椅子での来場、補聴器等の使用、手話通訳の利用など、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申込時に申し出てください。

※ 考査会場に、この考査についての問合せはしないでください。

※ 災害等で、考査が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部人事課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/cj-jintai/index.html>

